

新発田ニューホテルプラザ ご利用規則

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 11 条にもとづき、下記の規則をお守りいただくことになっております。

この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 12 条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

- (1) 廊下及び客室内で暖房用、炊事用等の火器およびプレスアイロンなどをご利用にならないこと。
- (2) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
- (3) 高声放歌や喧嘩な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりするようなことのないこと。
- (4) 廊下および客室内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - (イ) 動物、鳥類。
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの。
 - (ハ) 著しく多量な物品。
 - (ニ) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類。
- (5) 廊下および客室内で、賭博および風紀をみだすような行為をなさらないこと。
- (6) みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと。
- (7) 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないこと。
- (8) 廊下および客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないこと。
- (9) 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないこと。
- (10) ホテルの建築物や諸設備に異物を取りついたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
- (11) ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないこと。
- (12) 窓から物品をお投げにならないこと。
- (13) ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- (14) 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
- (15) ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
- (16) 小切手でのお支払いは、ご遠慮なさること。
- (17) ご宿泊日数を変更なさる場合は、前もってホテルフロントにご連絡下さること。
- (18) お預かりの洗濯物やお忘れ物の保管は、特にご指定のない限りご出発後 6 か月までとさせていただきます。
- (19) 宿泊料金は前金制になっておりますが、万一売掛があった場合は、1 日毎にご精算願うこと。